

各教育機関 御中

公益財団法人建築技術教育普及センター

学生への指定科目の履修指導等について（依頼）

建築士法第 14 条及び第 15 条において、一級・二級・木造建築士試験の受験資格の要件の一つとして、「国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者にあつては、その卒業後所定の建築に関する実務の経験年数」が規定されています。

しかし、例年、学生が、建築士法における指定科目制度等の理解不足により、必要となる指定科目の単位を取得しないで卒業し、結果、受験申込時に受験資格を有していないことが判明するケースが散見されています。

貴教育機関におかれましては、

- ・ 指定科目の履修指導を現時点で再度実施いただくとともに、
- ・ 今後も定期的に指定科目の履修指導を実施していただくなど、

建築士法の指定科目制度の周知等に万全を期していただくようお願い申し上げます。

< 建築士法抜粋 >

（一級建築士試験の受験資格）

第 14 条 一級建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの（以下「建築実務」という。）の経験を 2 年以上有する者
- 二 学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限る。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程を修めて卒業した者を除く。）であつて、その卒業後建築実務の経験を 3 年以上有する者
- 三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を 4 年以上有する者（前号に掲げる者を除く。）
- 四 二級建築士として設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を 4 年以上有する者
- 五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

（二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格）

第 15 条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- 二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を 3 年以上有する者
- 三 都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
- 四 建築実務の経験を 7 年以上有する者